

# 特殊浴槽賃貸借仕様書

- 1 件名  
特殊浴槽賃貸借
- 2 借上数量  
1台
- 3 借上期間  
平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで
- 4 借上場所  
草加市在宅福祉センターきくの里  
埼玉県草加市谷塚上町704番地3
- 5 納入期限  
平成31年4月1日
- 6 支払方法  
毎月末払い
- 7 参考例示品  
オージー技研株式会社 車椅子浴槽アダージオ HK-825
- 8 設置箇所  
きくの里1階 浴室  
※別紙「備品配置図」のとおり
- 9 備品の特記仕様
  - (1)納入する備品は、参考例示品又は参考例示品と同等以上のものとする。
  - (2)参考例示の備品には、本体製品の製品番号のみ記載していることに留意し担当の指示に従い、完全に使用できる状態まで調整し、設置すること。
  - (3)参考例示品以外の同等品以上で積算する場合は、事前にカタログ等を持参した上で、必ず事業団事務局担当者に説明し承諾を得ること。同等品規格確認を得ていない品目については、参考例示品で積算したものとみなす。
  - (4)備品は全て新品のものとし、傷、歪み、凹み、汚れ等の付着がないものであること。また、設置までの間に製品の仕様変更やモデルチェンジがあった場合には、最新のものを引き渡すこと。
- 10 その他
  - (1)仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
  - (2)借上物件の納品に当たっては、担当の指示に従い、完全に使用できる状態まで調整し、設置すること。

- (3) 納品時の搬入費・設置費及び既存機器の撤去・引取費用についても見積に含めるものとする。
- (4) 契約期間の満了に伴う借上物件の撤去にかかわる費用と、原状回復にかかわる費用は賃貸者の負担とする。
- (5) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

## 11 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること
  - (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

## 12 問い合わせ先

草加市社会福祉事業団事務局総務課 担当：五十嵐  
電話 048(930)0311